

平成 25 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイキアクシス
代 表 者 名 代表取締役社長 大 亀 裕
(コード番号：4245 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 堀 淵 昭 洋
経営管理本部長
(TEL：089-927-1122)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 25 年 11 月 15 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 500,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成 25 年 11 月 28 日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 平成 25 年 12 月 18 日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 25 年 12 月 9 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、東洋証券株式会社、いちよし証券株式会社、マネックス証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、香川証券株式会社、藍澤証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 25 年 12 月 9 日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 平成 25 年 12 月 11 日(水曜日)から
平成 25 年 12 月 16 日(月曜日)まで |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 平成25年12月19日(木曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 愛媛県松山市
大亀 裕 200,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 105,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
105,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 105,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成25年12月26日(木曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成25年12月27日(金曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成25年12月9日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

割当て。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数	当社普通株式	500,000株
売出株式数	①引受人の買取引受による売出し	
	当社普通株式	200,000株
	②オーバーアロットメントによる売出し(※)	
	当社普通株式	上限105,000株

(2) 需要の申告期間

平成25年12月2日(月曜日)から
平成25年12月6日(金曜日)まで

(3) 価格決定日

平成25年12月9日(月曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間

平成25年12月11日(水曜日)から
平成25年12月16日(月曜日)まで

(5) 払込期日

平成25年12月18日(水曜日)

(6) 株式受渡期日

平成25年12月19日(木曜日)

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行なう売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主である大亀裕(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月15日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式105,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、平成25年12月19日から平成25年12月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行なう場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,497,200株	
公募増資による増加株式数	500,000株	
第三者割当増資による増加株式数	105,000株	(最大)
公募増資後の発行済株式総数	3,102,200株	(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式の発行における手取概算額537,000千円及び第三者割当増資の手取概算金上限115,920千円については、全額を地下水飲料化事業における設備投資資金に充当する予定であります。顧客企業への地下水飲料化プラントの設置に係る設備投資に、平成25年12月期に330,000千円（設備投資の資金支払いのために調達した短期借入金を含む）、平成26年12月期に322,920千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書における想定発行価格（1,200円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社では、株主への安定的な利益還元と会社の持続的な成長を実現するため、各期の連結業績、配当性向及び内部留保を総合的に勘案した上で配当を行なっております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後につきましては、連結配当性向25%を目標に継続的かつ安定的な配当水準の向上に努めてまいります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

(3) 過去3決算期間の配当状況

	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
1株当たり当期純利益	11,339.51	80.95	120.26
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	—	—	1,500.00
実績配当性向	—	—	12.5
自己資本当期純利益率	10.7	6.9	9.4
純資産配当率	—	—	1.2

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、平成25年10月9日付で株式1株につき100株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について』(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成22年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成22年12月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません

	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△)	(円) 113.40	80.95	120.26
1株当たり配当額	(円) —	—	15.00

5. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である大亀裕並びに当社株主である株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、伊藤忠商事株式会社、三甲株式会社、大亀清一、日本生命保険相互会社、武馬玄、宮崎順、堀淵昭洋、朝日火災海上保険株式会社、小山泰史、馬場一弘、林正三、真田豊、大亀裕貴、高橋廣信は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年3月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことを除く。)等を行わない旨を合意しております。

当社株主であるジャフコV1-B号投資事業有限責任組合、ジャフコV1-スター投資事業有限責任組合、株式会社日本政策投資銀行、ジャフコV1-A号投資事業有限責任組合、MUF Gベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、東京センチュリーリース株式会社、いよベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合、四国ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日含む)後90日目の平成26年3月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後、180日目の平成26年6月16日までの期間は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年11月15日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨を合意しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行なわなかった投資家にも販売が行なわれることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行なう方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。